

鈴鹿市陸上競技協会細則（抜粋）

第 13 条（激励費）本協会管下の競技者（小・中・高校生）が次の大会に出場するにあたり激励費を給する。

1. 大会は次のとおりとする。

- ・全国小学生陸上競技交流大会
- ・全日本中学校陸上競技選手権大会
- ・全日本中学校駅伝競走大会
- ・全国室内陸上競技大会
- ・全日本高等学校陸上競技選手権大会
- ・全国高等学校駅伝競走大会
- ・U20 日本陸上競技選手権大会
- ・U18 日本陸上競技選手権大会
- ・U16 日本陸上競技選手権大会
- ・都道府県対抗駅伝
- ・国民体育大会
- ・日本陸連から日本代表として派遣される大会

2. 激励費の内訳は次のとおりとする。

①個人出場は一人 1 大会につき 5、000 円とする。

②団体出場（駅伝・リレー等）はエントリー人数×5、000 円とする。

3. 給するにあたり、当該学校は出場を証明する物を添えて強化委員長へ請求する。

4. その他の場合は、理事会の承認を経て決定する。